

「カズモ あかちゃんの駅」認定事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育てにやさしいまちづくりの視点から、親子連れの外出をサポートするための取り組みを実施することにより、地域全体で子育て家庭を支援する気運を高めることを目的として「カズモ あかちゃんの駅」認定事業を実施するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) カズモ あかちゃんの駅不特定多数の人が利用できる施設で、以下に掲げる から までの項目のうちいずれか二つ以上の項目に係る設備等を有し、希望者が無料で利用できるものをいう。ただし、遊興飲食させる店舗や風俗店、射幸心を煽る娯楽業に係る施設、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人等が運営する施設は除く。

おむつ替えができる設備(ベビーベット、ベビーシートなど)

授乳の場 カーテンやパーテーションなどの仕切りを設け、プライバシーの確保に配慮したもの)

調乳に必要なお湯などの提供

こども用トイレ(補助便座の設置も含む)

妊婦用駐車場(高齢者用、障がい者用との共用を含む)

(2) 認定ステッカー 認定施設が「カズモ あかちゃんの駅」として認定されていることを表示するためのステッカーをいう。

(普及啓発)

第3条 市はカズモ あかちゃんの駅の趣旨を市民、店舗・企業等に周知し、事業が円滑に進むように務めるとともに、次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 認定ステッカーを作成すること。

(2) 広報媒体等を活用し、本事業について広く情報提供を行うこと。

(3) 店舗・企業等に対し、本事業への協力を依頼すること。

(4) 本事業全般の運営及び見直しに関すること。

(5) その他本事業を推進するために必要なことを行うこと。

(申込み及び認定)

第4条 カズモ あかちゃんの駅の認定を受けようとする公共施設管理者及び店舗・企業等を営む者は、設置した施設ごとに、認定希望申出書(第1号様式)及び必要書類を添付し、市に申し込むこととする。ただし、複数の施設を有する場合は、事前に市と協議を行い、まとめて申し込むことができるものとする。

2 市は、前項の規定による申込みを受けたときは、内容を確認し、これを認定するものとする。認定後、申請者に対し、認定ステッカーを配布する。

(認定マークの取扱い)

第5条 認定された施設等は、認定ステッカーの取り扱いについて、次に掲げることに留意するものとする。

(1) 利用者が見やすい場所、位置に掲示すること。

(2) 認定を廃止するときは、廃止の日以後、認定ステッカーを使用、掲示してはならない。

(変更・廃止の届出)

第6条 認定された施設等を営む者は、第4条第1項の認定の内容に変更が生じるとき、又は認定を廃止しようとするときは、変更、廃止をしようとする概ね1ヶ月前に、変更届又は廃止届(第2号様式)により、市に届け出るものとする。

(認定の取消し)

第7条 市は、認定を行った施設等を営む者または施設等が法令に違反したとき、その他認定施設として適当でなくなったと認めるときは、認定を取り消すことができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、当事業の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。